

# ワンコイン(500円)勉強会

10月29日、11月6日開催

定員10名 どちらの日程も同一内容

## 「遺言書作成の5ポイント」と 「相続税で気をつける7ポイント」勉強会

### 遺言相続のルール

勉強会では、こんなことをお話します。

### 相続税の豆知識

- 1 家しか財産がない人でも相続対策は必要？
- 2 誰が何を相続するの？子供がいない人は？
- 3 遺言書って何をどう書けばいいの？
- 4 2文字で遺言が無効になるって本当？
- 5 字が書けない人は遺言書を作れないの？
- 6 遺言書ってパソコンでも作れるの？
- 7 遺言書の偽造・破棄はどう防ぐの？
- 8 家の名義を変えるにはどうすればいいの？
- 9 専門家に頼むといくらかかるの？
- 10 遺言書を見つけたら、まず何をすべき？

1. 相続税って誰にいくらかかるの？
2. 法改正でいくら税金が増えるの？
3. 遺言で書かないと納税資金がない？
4. 相続人を誰にするかでその後の所得税が変わる？
5. 節税法の落とし穴？
6. 申告する事で相続税がかからなくなる？
7. 自宅のみの相続は誰にあげればよい？
8. 贈与税は高い？安い？

## 【講演会では、私たちが誠意をもって対応いたします】



行政書士 柏崎 幸一  
行政書士柏崎事務所代表  
行政書士として、遺言書の  
作成や講演会を行ってきた  
「遺言相続のプロ」  
現在では街の法律家として、  
遺言書や相続に関する相  
談を日々受けている。



税理士・不動産鑑定士 斉藤弘明  
税理士法人アルタ東京会計事務所  
並びにアルタ不動産鑑定事務所の  
代表。相続税の申告はもとより遺産  
分割相談・事業承継対策から不動  
産鑑定評価・中小企業の株式評価  
並びに経営相談・節税相談等まで守  
備範囲は広い。

↑FAX(045)-228-7492↑【24時間受付可】  
参加ご希望の方は、下記のお客様記載欄に必要事項をご記入後  
FAX(045)-228-7492 にご送信下さい  
お電話(045) 228-7445 によるご予約も承っております。  
メールによるご予約はこちら → [info@kashiwazaki-office.com](mailto:info@kashiwazaki-office.com)

お客様記載欄	・参加希望日(○で囲んでください)	10月29日・11月6日
氏名	TEL	
住所	FAX	
メールアドレス		
【今回の講演会にかける私たちの想い】		
相続というと…		
「相続でもめるのは一部のお金持ちでしょ。うちには相続対策なんて必要ない」		
「ちょっともめたって、うちの子どもたちならうまく話し合っ解決する」		
「常識からいってあんなドラ息子が遺産を独り占めするなんて出来る訳がない」		
こんなお叱りを受けてしまいそうです。		
しかし、子どもたちは、普段から親に言えない想いを心に秘めているものです。		
心に秘めた想いがなかったとしても、財産を目の前にしてがらりと人が変わることも少なくありません。		
「少しでもお金が欲しい、もっといい生活がしたい」と誰もが考えるからです。		
「親父の介護をしていた」「おふくろの入院費用を出していた」		
「生前親父から土地をもらっていた」「親父は生前俺に遺産を全部くれるって言っていた」		
こんな言い分を互いにぶつけ合い、最後には口もきかなくなる。そんな家族をたくさん見てきました。		
一度傷ついた家族の絆を、法律の力で戻すことはできません。事前の対策が何より重要です。		
そんな想いで、私たちは講演会にのぞみます。		

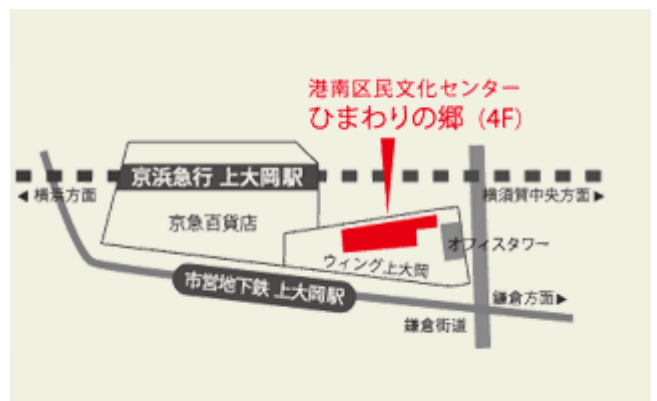
・開催日時 平成24年10月29日、11月6日

各回同一内容で開催

時間 18時30分～20時00分(18時15分受付開始)

・場所

港南区民文化センター4F「ひまわりの郷」会議室(地図参照)



受講料 500円(当日払)

【アルバイト急募】このチラシを配って頂ける方を募集しています！

・ノルマなし ・自由な時間に ・1枚2円【アパート・マンションなどの集合住宅への配布不可】  
応募は相談内容欄に「チラシ配り希望」と記載の上、FAXでの送信をお願いいたします。